

広島県選挙管理委員会告示第三十八号

平成二十一年八月三十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の十一第二項の規定による在外選挙人名簿に係る縦覧期間を、次のとおり定める。

平成二十一年七月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

縦 覧 期 間 平成二十一年八月十八日